

## さが半導体フォーラムホームページ制作業務仕様書

### 1 委託業務名 さが半導体フォーラムホームページ制作業務

### 2 目的

県内の産官学が一体となって連携する組織「さが半導体フォーラム」の取組等を分かりやすく紹介し、見る人の興味を引くようなホームページを制作する。

制作にあたっては、文章による説明だけではなく、画像、映像を組み込んで、さが半導体フォーラムが目指す姿や活動内容を具体的に理解できるような内容にすること。

### 3 対象者

佐賀県民、半導体関連産業への就職を考えている学生等

### 4 委託業務の内容

#### (1) サイト構成

以下の要素を最低限盛り込むこと。

ア お知らせ（更新情報等を想定）

イ さが半導体フォーラムについて

※既存の HP (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115567/index.html>) 参考

ウ 半導体魅力発信コンテンツ紹介

・BEAT OF SILICON ([https://youtu.be/0E4d0VPZTk8?si=iZTWC0pV4\\_6g3ybn](https://youtu.be/0E4d0VPZTk8?si=iZTWC0pV4_6g3ybn))

・スゴいぞ！半導体 (<https://youtu.be/LA1AKolvl8s?si=6iu7MKJlDfS4u4xe>) ※3種類有

・半導体魅力発信ショートアニメ (<https://youtu.be/HuveBliLZD0?si=D8SiQrjufQk4yiuf>)

エ パンフレットデータ掲載

([https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115567/3\\_115567\\_384406\\_up\\_vbb02kd0.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115567/3_115567_384406_up_vbb02kd0.pdf))

オ 問い合わせ先（佐賀県ものづくり産業課）

#### (2) コンテンツの更新・追加

各コンテンツには、画像の他、動画ファイルの埋め込み（又は YouTube 等へのリンク）もできるようにする。

更新・追加については、県及び受託業者双方が容易にできるシステムとすること。

#### (3) サイトのドメイン

HP は佐賀県が運営する WEB サイト「ものさが（※）」内に制作すること。

（※）URL (<https://monosaga.jp/>)

#### (4) 維持管理

委託期間中の運用・保守等の維持管理を行うこと

## 5 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日まで

## 6 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

- ① 実績報告書（1部）
- ② テスト結果報告書
- ③ 本業務において作成した資料等
- ④ その他、県と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

## 7 留意事項

ホームページの作成に当たっては、以下を遵守すること。

- ① 佐賀県情報セキュリティ基本方針
- ② 別記「個人情報取扱特記事項」
- ③ IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「安全なウェブサイトの作り方」
- ④ ユニバーサルデザイン及びJIS規格への対応
- ⑤ 令和9年4月1日以降の運用・保守・更新業務を行う者が変わる可能性もあるため、運用者が変更してもスムーズに移行できるものとする
- ⑥ スマートフォンの画面でも見やすいものにする

## 8 その他

- (1) 業務の遂行に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 受託業者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (3) 受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する
  - ② 受託業務目的以外の利用の禁止
  - ③ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
  - ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
  - ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (5) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。また、再委託をする場合は、本仕様書等に定める事項を遵守するよう、必要な措置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容再委託先、管理方法を報告し、承認を得ること。